

黒潮町営拳ノ川若者住宅入居者募集要領

1. 場 所 黒潮町拳ノ川 29 番地 2 (拳ノ川若者住宅団地)
2. 種 別 公営住宅 木造構造 2 階建 (3LDK)
3. 募集戸数 若者世帯用 3 戸 若者 1 号 ・ 2 号 ・ 3 号
4. 家 賃 20,000 円 (月額)
5. 敷 金 家賃の 3 カ月分

6. 入居資格 下記要件に該当する方

(1) 2 人以上の世帯であって、現に 15 歳以下 (小中学生) の子どもが同居していること。または、世帯主が 50 歳以下であること。

※上記に該当しなくなった日から 3 年以内に住宅の明渡しをしなければならない。

(2) 税及び水道料等を滞納していないこと。

(3) 申込者本人又は同居しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

7. 入居者の選考方法 黒潮町営住宅入居者選考基準に準ずる。

8. 入居許可申請書の配布及び受付場所

黒潮町役場 佐賀支所 建設課 土木係 電話：(0880) 55-3700

〃 本庁 まちづくり課 住宅係 電話：(0880) 43-2115

9. 申込受付期間

平成 30 年 8 月 14 日 (火) ~ 平成 30 年 8 月 27 日 (月) まで

上記期間の 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 まで (正午から 1 時までを除く)

※但し、土曜日・日曜日を除く。

※申請書は事前にお渡しできますが、受付は上記期間内となります。

※今回の募集において応募者がなかった場合、8 月 28 日 (火) から先着順で申し込みを受け付けします。

10. 申込方法

『黒潮町営拳ノ川若者住宅入居許可申請書』及び住民票、所得証明書、納税証明書、水道料・保育料等に滞納が無いことを証明する書類、その他必要な書類

※詳しくは、別紙『申込に必要な書類』をご確認ください。

1 1. その他

- (1) 申込手続きの詳細については、下記にお問い合わせください。
- (2) 申込みにあたっては入居申請者（代理人の場合は委任状が必要です）が、直接お越しください。郵送等による申込は受付いたしません。
- (3) 佐賀地区の町営住宅は、黒潮町光ネットワークに加入しないとテレビが視聴できませんので、視聴される場合は月額使用料をお支払いいただくようになります。
なお、光ネットワークを利用したインターネットを使用する場合は、別途費用がかかります。
- (4) 申込み後、入居が決定しましたら、保証人との連署による請書をご提出いただきます。その際、名義人及び保証人の実印の印鑑証明書及び所得証明書の添付が必要となります。(請書については、入居決定後に改めてご連絡いたします。)

【 お問い合わせ 】

- 黒潮町役場 佐賀支所 建設課 土木係 電話：(0880) 5 5 - 3 7 0 0
- " 本庁 まちづくり課 住宅係 電話：(0880) 4 3 - 2 1 1 5